

あそ望の郷 通信 みなみあそ

「南阿蘇産品、上天草さんぱーるでも大人気」

本村と上天草市が包括連携協定を締結してはや1年が経ち、お互いの道の駅間ではこれまでも様々な取り組みをおこなってまいりました。今回ご紹介するのは、9月26日(土)の物販の様子です。

産業観光課の皆さんに協力をいただいて、上天草さんぱーるへ出向き南阿蘇産の野菜やあか牛、災害用の備蓄水などを販売してきました。その中で驚いたのは、備蓄用の20ℓの水(白川水源水)に多くの反響があったことです。台風10号への備えで、上天草でも備蓄用の水が足りなくなったとのことで、皆さんの災害への意識が高くなったのだと感じました。

その他では、キャベツやねぎなどの野菜類は1時間足らずで完売。あか牛のお肉もほぼ完売で、「次回はステーキ用をもって来てね」という嬉しいご要望もいただきました。その他にも貴重なご意見もいただきましたので、次回に活かしたいと考えております。



防ごう児童虐待

子どもへの虐待は、子どもの「生きる力」を削ぎ、成長過程において、悪影響をもたらし精神をむしばむことがしばしばあります。

家庭の大きな役割は、安全な居場所の保障であり、子どもは、親の保護を必要とする存在です。児童虐待においては、当事者が幼く被害を認識できず、状況を訴えることもできず、自ら逃げ出すこともできません。

児童虐待を予防するには、子どもの環境を整える必要がありますが、環境の中には、保護者も含まれており、保護者自身が支援を要する場合もあり、虐待が起きている世帯だけでは、改善は難しいと思われます。

児童虐待の分類

身体的虐待

殴る、蹴る、叩く、捻る、熱湯をかける、水につける、溺れさせる、ぶら下げる など

性的虐待

性行為を強要、性器や性行為を見せる、裸の写真を撮る など

心理的虐待

暴言、激昂、威圧、脅迫、無視、刃物を見せつける、他の家族と区別する、殴る蹴るなど喧嘩を子どもの目の前でする など

ネグレクト

食事、入浴、着替え、必要とする医療機関受診などの世話をしない、車内や家に放置する など

何かお気づきの人は、住民福祉課 TEL(67) 2702へご相談ください。

全国共通児童虐待対応ダイヤル189(一部IP電話からは繋がりません。)